

第155回千葉県大規模小売店舗立地審議会

書面審議

1 書面審議の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、審議会長が判断し、千葉県大規模小売店舗立地審議会運営規程第5条に基づき、書面による審議とすることにしたものである。

2 意見を聴取した日

令和3年12月21日（火）から令和4年1月28日（金）にかけて各委員から意見を聴取した。

3 意見を聴取した委員

<千葉県大規模小売店舗立地審議会委員>

懸田委員、河井委員、今関委員、土屋委員、
小早川委員、山崎委員、朝倉委員

<事務局>

商工労働部経営支援課

4 意見を聴取した審議案件

(1) (仮称) フォルテ我孫子 (我孫子市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和3年7月9日

県意見期限 令和4年3月9日

(2) (仮称) クリエイトSD 松戸常盤平店 (松戸市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和3年7月28日

県意見期限 令和4年3月28日

(3) (仮称) イオンタウン旭 (旭市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和3年8月5日

県意見期限 令和4年4月5日

○ 聴取した意見の内容は次のとおりであった。

(1) (仮称) フォルテ我孫子 (我孫子市)

<今関委員> 意見なし

<懸田委員> 意見なし

開業後も騒音、児童生徒の通学時の状況を把握し、問題が発生した場合には早急に対応して下さい。

<土屋委員> 意見なし

我孫子市および住民等の意見にあるとおり、出入口②と通学児童との関係は気になるところである。左折イン、左折アウトのみならず、北方面(つくし野方面)からの右折インもあるとのことで、直進車両をやり過ぎしながら敷地内に入ろうとする右折車両と歩行者との接触なども懸念される。

開店後は、新設されるという右折新入車線の長さが十分か、当初予定の警備計画で十分かなど、引き続き、注視とご検討をお願いしたい。

<朝倉委員> 意見なし

すべての騒音評価点において、昼間の等価騒音レベルおよび夜間最大値(定常騒音)予測値は基準値を下回っており問題ない。一方、来客車両走行音に関する夜間最大値の予測値については、隣地境界では複数の評価点で基準値超過となっており、住居側の評価点でも超過している点があるが、現況のレベルよりは低いと示されている。そのため、顕著かつ恒常的な問題は生じづらいと推測されるが、これらの予測された騒音レベルは、あくまで変動する騒音を平均化した場合の数値であり、夜間の突発的な来客車両走行音等については、住民等に聞き取れてしまう恐れがある。上記の来客車両走行音等による住民の睡眠影響等の問題が発生しないよう、引き続き留意して頂きたい。

<小早川委員> 意見なし

住民からの意見には、真摯に対応してください。特に、出入口②の安全対策については、適切に対応してください。また、開店後の市道側の渋滞状況についても注視していただき、問題がある場合は速やかに対応してください。

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(2) (仮称) クリエイトSD 松戸常盤平店 (松戸市)

<今関委員> 意見なし

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(3) (仮称) イオンタウン旭 (旭市)

<今関委員> 意見なし

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

このような大きな空間になる駐車場も積極的に緑化するような案を出していただけると、夏場のアスファルトだらけの暑い空間にならないと思いますので、検討していただきたい。

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

○ 届出状況一覧により、審議案件以外の届出に対する県意見の報告等を行った。